

(別表1)

第一次審査の審査基準（要綱第6条第1項関係）

区分	評価基準	備考
A	局事業運営に効果を付加すると認められる、また期待がされるもの	第二次審査に推薦
B	職場の業務改善や活動の推進に有効に活用されるもの	第二次審査に推薦
C	さらに企画立案を凝らし考察を続けることで、より良い改善が図られるもの	—

(別表2)

第二次審査会の委員（要綱第6条第2項関係）

区分	第二次審査会
委員	総務部長、お客さまサービス担当部長、水道センター統括担当部長、浄水統括担当部長、総務課長、企画課長、職員課長、経理課長、お客さまサービス課長、計画課長、配水課長、給水課長、東部水道センター所長、北部水道センター営業担当課長、柴島浄水場長、水質試験所長

(別表3)

表彰審査会の委員（要綱第6条第3項関係）

区分	表彰審査会
委員	局長、理事、総務部長、工務部長、企画担当部長、官民連携担当部長、広域連携・海外支援担当部長、お客さまサービス担当部長、水道センター統括担当部長、浄水統括担当部長、管路更新担当部長、総務課長、職員課長、経理課長、お客さまサービス課長、計画課長、東部水道センター所長、北部水道センター営業担当課長、柴島浄水場長

(別表4)

表彰審査会の採点基準（要綱第6条第3項関係）

採点基準		
審査項目ごとに着眼点例 を参考に審査する。 基準点を3点として5段 階で評価する。	優れている	5点
	やや優れている	4点
	普通（基準点）	3点
	やや劣る	2点
	劣る	1点

(別表5)

表彰審査会の審査基準（要綱第6条第3項関係）

審査項目	着眼点例
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減、作業の効率化に繋がっているか ・安全性の向上が図れているか ・環境面に配慮しているか
将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・十分に成果が得られるか ・今後の継続性や他所属等への展開が期待できるか ・成果が標準化され、定着するか
発想力	<ul style="list-style-type: none"> ・今までの慣行にとらわれない発想であるか ・従来のやり方や考え方には縛られることなく、柔軟に対応しているか ・様々な工夫、応用があるか
志向性	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様の立場で物事を考えているか ・改善意欲・意識の醸成に繋がったか ・職場環境の士気が向上したか
分析・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・取組む必要性、背景について明確に分析しているか ・目的に適した合理的根拠があるか
プレゼンテーション能力	<ul style="list-style-type: none"> ・説得力のある資料作成ができるか ・明快な説明及び質疑の受け答えができるか ・提案者の意力、熱意、真摯さが伝わってくるか

(別表6)

かいぜん Water フォーラムの表彰区分（要綱第6条第3項関係）

区分	評価基準
金賞	水道事業に多大な効果を付加する提案として、特に優れないと認められるもの
銀賞	水道事業に多大な効果を付加する提案として、優れないと認められるもの
銅賞	水道事業に効果を付加するものとして、特に期待されるもの
奨励賞	有効に活用される提案として、二次審査に推薦されたもの